

鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 9 月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第56号

鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則（平成18年鳥取県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(定義) 第2条 略 2～5 略 6 この規則において「短期入所」とは、障害者自立支援法第5条第9項に規定する短期入所をいう。 7 略	(定義) 第2条 略 2～5 略 6 この規則において「短期入所」とは、障害者自立支援法第5条第8項に規定する短期入所をいう。 7 略

附 則

この規則は、平成23年10月 1 日から施行する。